

○長野原町生きがいデイサービス運営事業実施要綱

(平成 12 年 4 月 1 日 要綱第 8 号)

改正 平成 12 年 12 月 12 日 平成 18 年 3 月 27 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条の規定により長野原町の認定を受け、要介護者と認定されなかった者及びそれ以外の者で支援を必要とする者に対する生きがいサービス事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 この事業の実施主体は、長野原町とし運営は、社会福祉法人長野原町社会福祉協議会（以下「受託法人」という。）に委託して行うことができる。

2 事業の実施場所は、上下流連携施設長野原町老人福祉センター及び各区の公民館とする。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、本町に居住し長野原町の認定を受け、要介護者等と認定されなかった者及びそれ以外で支援を必要とする者とする。ただし次の各号のいずれかに該当する者は、その対象から除く。

- (1) 伝染性疾患を有する者
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療の必要なもの
- (3) その他町長が不相当と認めた者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められものとする。

- (1) 基本事業
 - ア 生活指導
 - イ 日常動作訓練
 - ウ 養護
 - エ 介護教室
 - オ 健康チェック
 - カ 送迎

(事業の休日)

第5条 この事業の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 12 月 28 日から 12 月 31 日まで
- (3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで
- (4) その他町長が必要と認めた日

(事業の利用回数及び利用時間帯)

第6条 この事業の回数及び時間は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 回数は、上下流連携施設長野原町老人福祉センターは月曜日から金曜日、各区おおむね週 1 回程度とする。
- (2) 時間は午前 10 時から午後 2 時までとする。
- (3) 利用対象者は、生きがいデイサービス事業費の一部として 1 回 500 円を負担するものとする。

(申請)

第7条 この事業を利用するもの（以下「申請者」という。）は、長野原町生きがいデイサービス利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(登録及び決定通知)

第8条 町長は、申請書受理後速やかに調査をおこない、利用の可否を決定しなければならない。

2 町長は、利用の承認を決定したときは長野原町生きがいデイサービス利用者台帳（様式第 2 号）に登

録するものとする。

- 3 町長は、利用の可否について申請者に長野原町生きがいデイサービス利用決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するとともに、長野原町生きがいデイサービス実施依頼書（様式第4号）により受託法人に通知する。

（届出の義務）

第9条 利用者台帳に登録された者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに長野原町生き外デイサービス利用変更届（様式第5号）により町長に届出なければならない。（なお、町長はその写しを受託法人に送付するものとする。）

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) サービスを受ける必要がなくなったとき。

第10条 町長は、利用者が事業の利用を廃止するときは、長野原町生きがいデイサービスセンター利用廃止通知書（様式第6号）により受託法人に通知する。

（家族の協力）

第11条 受託法人は、利用者の身体的な状況等により家族の協力を求めることができるものとする。

（報告及び帳簿整理）

第12条 受託法人は、事業の実施状況及び経理状況について、毎月並びに毎年度の実績報告書を別に定める期間までに町長に提出しなければならない。

- 2 受託法人は、ケース記録及び経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 長野原町老人デイサービス運営実施要綱（平成5年要綱第3号）は、廃止する。

附 則（平成12年12月12日要綱第12号）

（施行期日）

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日要綱第11号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。